平成２７年（フ）第１４２号
鳥取県米子市錦海町２丁目５番８－106号
市住５Ｒ－１
債務者　近藤　信子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２９４号
愛媛県松山市北条辻362番地１　グランシード野田Ｂ－201号
債務者　窪田　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０９号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田289番地
債務者　小椋美加惠
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４００号
大分県由布市挾間町挾間292番地２　ルミエールハサマＣ202
債務者　上田　直美
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２６号
大分県別府市浜脇３丁目９番32号　副田アパート101号
債務者　松井　正和
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２７号
大分県別府市浜脇３丁目９番32号　副田アパート101号
債務者　長田みさと
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４９号
大分県別府市上原町６番22号　生活倶楽部心
債務者　大野　高典
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６９号
茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目13番地１　ガーデンパレスＡ棟103
債務者　小林　雅昭
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
福井県鯖江市南井町第14号１番地
債務者　前田三津夫
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
長野県安曇野市堀金烏川4976番地17　クラールＡ201号室
債務者　大塚　　隆
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１５２号
山口県下関市三河町９番27―11号　秀ハイツ
債務者　宮垣　浩子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字浜崎91番地
債務者　川邊　京子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第５５４号
神奈川県平塚市纏602番地の４
債務者　桑原　治代
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６９号
神奈川県秦野市渋沢２丁目21番10号　リバーシティ　201号、前住所神奈川県秦野市鈴張町６番22号
債務者　長沢裕美子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０号
神奈川県秦野市西田原202番地の５　シェポローニャⅡ　101号、前住所神奈川県座間市栗原中央４丁目14番６号
債務者　高坂　淳史
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１５９号
松江市黒田町236番地　黒田公社住宅２－223号
債務者　佐古　　進
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６号
大分県中津市262番地１
債務者　古江　初子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係